

## 宿泊税合算申告納入のあらまし

宿泊税の合算申告納入は、現在、例えば、5施設のホテル・旅館を登録されている場合、それぞれの施設ごとに計5枚の宿泊税納入申告書と宿泊税納入書により申告納入いただいておりますが、「合算申告納入」を選択されますと、1枚の宿泊税納入申告書と宿泊税納入書での申告納入となります。

### 1 適用開始日

毎年の4月1日（3月宿泊分の申告納入）から、適用開始になります。

### 2 手続き

「宿泊税合算申告納入の適用者指定申請書」（別紙）を毎年の適用を受けようとする年の1月末日までに、千代田都税事務所又は登録ホテル・旅館の所在地を管轄する都税事務所・都税支所・支庁へ提出してください。

申請内容に不備等がなければ、折り返し、「宿泊税合算申告納入の適用者指定通知書」をお送りします。

### 3 合算申告納入の対象施設

合算申告納入を選択された場合は、宿泊税の登録をいただいているすべてのホテル・旅館が合算申告納入の対象となります。この場合に一部の登録ホテル・旅館を除外又は、複数のグループに分割することはできません。

なお、合算申告納入ができるホテル・旅館は、旅館業法における許可名義人が同一であることが必要です。

### 4 申告納入の方法

現在お使いいただいている「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」の様式をそのままお使いください。

「宿泊税納入申告書」の上部余白に「合算」と朱書きし、施設の名称欄には登録している施設のうち代表的な施設名称に続けて「外〇件」と記入してください。（施設所在地及び種別欄は記入不要）

「宿泊税納入申告書」の証票番号欄及び「宿泊税納入書」の徴収簿番号欄には指定通知書で通知します6ケタの合算申告納入番号を記入してください。

また、「月計表」は、登録ホテル・旅館ごとに作成してください。なお、証票番号欄には施設ごとの証票番号を記入してください。

## 5 納入申告書の提出先

千代田都税事務所又は登録ホテル・旅館の所在地を管轄する都税事務所、都税支所及び支庁です。

例えば、登録ホテル等が中央区、港区、新宿区とある場合、千代田都税事務所のほか、中央・港・新宿の各都税事務所でも提出いただけます。

## 6 登録ホテル・旅館の追加・廃止

合算申告納入を選択いただいた後に新たにホテル・旅館を登録する場合や、登録ホテル・旅館が休止・廃止等になった場合は、当該施設の登録申請、休止・廃止・再開申告の手続きが必要です（現行通り）。この手続きにより、合算申告納入の対象施設として追加又は除外されますので、その他の手続きは不要です。

## 7 申告納期限の特例適用との関係

申告納期限の特例は、同一特別徴収義務者における申告納入すべき宿泊税額が年間120万円以下でないと適用されませんので、合算申告納入を選択いただくことにより、全施設分の合計宿泊税額がこの限度額を超えてしまう場合には、申告納期限の特例適用を受けることができません。

平成17年4月からの「宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書」を提出されている場合でも、合算申告納入を選択されたことで、限度額を超えてしまうときは、申告納期限の特例適用を受けることができませんので、あらかじめご承知おきください。この場合には、別途「宿泊税申告納期限の特例の取りやめの届出書」の提出をお願いいたします。

なお、合算申告納入を選択されても、限度額を超えない場合には、合算申告納入とあわせて申告納期限の特例適用も受けられます。

## 8 特別徴収交付金

交付金の算定および交付限度額の算定は、登録いただいているホテル・旅館ごととなります。ただし交付対象となるのは、すべての施設に係る宿泊税の全額を、期限までに申告および納入された月の申告分です。

## 9 合算申告納入の取りやめの手続き

合算申告納入を取りやめる場合は、別途「合算申告納入の取りやめの届出書」を提出してください。翌月から登録ホテル等ごとの申告納入となります。ただし、取りやめてから2年間は合算申告納入の適用は受けられません。

なお、合算申告納入の適用を受けてから1年間は、取りやめの手続きはご遠慮ください。

### <問合せ先>

東京都千代田都税事務所 事業税課 個人事業税係 宿泊税担当  
TEL 03-3252-7144 (ダイヤルイン)  
03-3252-7141 (代表) 内線(226)